

平成18年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業  
食の安全・安心セミナー パネルディスカッション議事概要

・開催概要

- 1．開催日時：平成18年10月27日(金)、13時30分～16時30分
- 2．会場：広島YMCAホール(広島市中区八丁堀7-11)
- 3．参加者数：約200名

・パネルディスカッション

1．出席者

コーディネーター

田上隆一 日本GAP協会 理事長

パネリスト

小田達雄 雲南農業協同組合 営農マーケティング事業部

藤田良朗 広島スーパーマーケット協会 副会長

中原律子 (社)広島県消費者協会 会長

助言者

佐藤京子 農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

2．議事概要

田上：本日のパネルディスカッションにおいては、農薬の安全性に関する科学的なリスク管理について消費者の理解を得る方法について明らかにしたい。最初に、藤田、中原、佐藤氏には農薬の安全性に関する意見を述べて欲しい。なお、本日のパネルディスカッションのポイントは、生産者及び流通業者がどのように食品の安全性を担保するか、それを通じて消費者がどのように食品に対する安心を得るか、である。

藤田：私は広島でスーパーマーケットを経営しているが、本日は広島スーパーマーケット協会という団体としての立場で発言したい。近年は、スーパーマーケットにも啓発活動が要求されており、昨年は食育基本法が制定されたことも

あって食育の大切さを感じているところである。スーパーマーケットとしては、消費者の食品の安心に関するニーズを把握し、消費者の購買代理人としての役割を果たしていきたいと考えている。

中原：(社)広島消費者協会は、消費者への教育、調査研究、地区活動を事業の3本柱としている団体である。近年は、食と農の距離が拡大していく傾向にあるが、その距離を縮小し、食への安心を得るために消費者への生産履歴の提供が不可欠と考えている。これまでは、農薬は法律によって規制されているので安全と思っていたが、無登録農薬使用や残留農薬の問題が発覚して以降、消費者は食の安全に不安を感じている。また、多くの消費者は農薬の安全性に疑問をもっており、農薬に関する情報提供や使用基準の遵守、食品添加物の使用量削減を望んでいる。その一方で消費者には農薬に関する知識がなく、農業の生産現場を知らず、生産日誌を見る機会もないように、「見えないことによる不安」があると思われる。もちろん、食品は安全であることが大前提でルールを守ることが大切である。したがって、このほど制度化された農薬ポジティブリストは生産者が安全な農産物を生産するためには必要なものであり、農産物の安全性の前提となるよう期待している。現在、食品については原料等の表示があるが、使用した農薬についての表示はない。農薬への安心は消費者にみえるようにすることであり、不安を解消するためにも徹底した情報開示が必要である。

佐藤：平成13年のBSEの発生を機に農林水産省の組織が変わり、私が所属している農産安全課が設立された。同課は、農薬や肥料、土壌の安全性を確保するための作業を行なっている。また、私自身はGAPの推進を中心的な業務としている。現在のところ、GAPはEUやUSAで考え出された農業の安全管理システムであることから、日本では浸透しているとはいえない状況である。しかし、GAPは農産物の安全性を確保するための重要なツールであり、その普及に努力したい。

田上：農政の軸足が生産から消費者へと転換したことは、農林水産省にとって一大改革だったと理解している。現状において、GAPは生産現場に浸透しているとはいえない。しかし、その普及はとても歓迎すべきことであり、生産現場への普及にあたっては、消費者にどのように理解してもらうかが課題では

ないだろうか。そこで、先に述べた本日の2つのポイントに対するコメントを各パネリストにお願いしたい。

小田：安全性の担保についてのJ Aとしての取り組みとして、生産者に対して農薬の使用方法に関する講習会を定期的開催している。同時に、圃場巡回時の指導や、環境に優しい農薬を選択するとともに生産者に使用を奨励しているところである。また、農薬を使用しない農業の指導も行っており、具体的にはハウスの周囲にネットを張って虫を防いだり、はえ取り紙のような粘着テープの使用を勧めている。消費者への安心の提供については、消費者に対して嘘をつかない取り組みを勧めており、具体的には、問い合わせがあった場合にはいつでも対応する、情報公開を行なう、スーパーマーケットの店頭で生産者が試食販売をするなど顔が見える販売活動、などの取り組みを行なっている。その一方で、消費者やスーパーマーケットにも産地を見てもらう必要もあると思う。このような取り組みは生産者にも手間とコストがかかることから、販売価格に転嫁できるようになれば良いと考える。

藤田：農薬のポジティブリスト制度に対して、CGCグループとして対応しているのは以下のとおりである。第1に、残留農薬への対策としては、「使わない(使用できる農薬を限定する)」または「残留させない(生産管理の徹底)」、「流通させない(検査体制の確立を目指す)」、「追跡できる(入荷から販売まで追跡できる体制の確立)」といった基本コンセプトを作成し、遵守させるよう努力している。市場流通については流通経路が多様で複雑であることから、安全基準マニュアルの作成が必要であると考えており、卸売業者や仲卸業者といった流通に係わる全ての業者が安全への意識を持ち、実践することが大切ではないだろうか。なお、CGCグループでは「安心安全」ではなく「安全安心」と言っており、その意図するところ、安全は当たり前のことで、それに加えて安心を提供したいとの考えからである。

佐藤：生産者にGAPによる生産管理を実施するよう勧めているが、多くの生産者は農産物の流通段階でも同様の取り組みを行ってくれないと意味がないと考えている。その意味からも、CGCの取り組みには意味があると思う。ヨーロッパにおいて、ユーレップGAPは販売する側と購入する側とのビジネスツールとして利用している。それは、双方が取り扱う食品の安全性を確認

するためのツールとしてユーレップGAPが有効であるため、それ故、急速な普及がみられたのである。また、ユーレップGAPは他地域のGAPについてもその同等性について審査しており、このためユーレップGAPは世界のスタンダードになりつつある。日本においてもこのような取り組みが大切ではないだろうか。GAPは新たな機械や技術が必要とされるものではなく、当然すべきことを実施するだけという内容であることから、日本の生産者にも取り組んで欲しい。

田上：近年は農産物が安くなっており、生産者は消費者とともに取り組まなければ日本農業が立ちいかなくなる懸念がある。このため、生産者は消費者に対して何をすれば良いのだろうか。

中原：消費者は農薬に対する知識がなく、何故農薬が必要で、どのように使用し、その残留性はどの程度か等について理解していない。行政には、是非とも消費者に農薬に関する基礎知識を提供するようなパンフレット等を作成して欲しい。それを踏まえ、GAP等が食品の付加価値となるような啓発活動を実施していきたい。なお、消費者は農薬名よりも、農薬の散布回数や慣行栽培との散布量・回数の違いといった表示の方が理解し易い。農薬被害の原因物質は目には見えないことから化学分析によるしかないが、消費者は分析結果を見せられても理解できないことから、食品の安全性に関する保証は行政等にしてもらうしかないと考えている。是非とも、そのためのシステムを確立していただきたい。

田上：つい最近まで農薬は農業の生産性を向上させる素晴らしいものというイメージがあった。しかし、事故等の発生を契機をして急速にデメリットに注目されるようになっていく。

佐藤：農林水産省は農薬に関する情報提供のための専用ホームページを作成し、そこにおいて網羅的な情報を公開しているが、省のホームページから簡単に該当ページを開けるようにはなっていない。また、消費者向けのパンフレットの作成にまで作業が及んでいないのが現状である。消費者の情報を求める声に対応した表示を行なうために、生産情報公表JAS規格の制度化といった取り組みを行なうところである。農薬についての分かりやすい表示に関しては、日本の国土は南北に長ために全国一律的な防除はしていないことから、

他地域と比較してどれだけ農薬が削減されてうるかという表示では意味がなくなってしまう。しかし、作業の記帳については生産者が行なっているので、J A 雲南のように生産情報を公開するための取り組みは推進して欲しい。

田上：ここで会場の参加者からの質問を受け付けたい。

A 氏：G A P にしろ有機農業にしろそれを行なうことで生産者の作業負担は増大するが、その割に所得増には結び付かないものである。このため多くの生産者にとって取り組みへの意欲につながらず、この辺りにギャップがあると思われる。

田上：おっしゃるとおりであり、所得向上を目的とするならばG A P に取り組むことは難しいだろう。それよりも、流通改革や中間流通コストの削減が求められたり、輸入農産物が増えると同時に経済自体がデフレスパイラルに陥っている現状においては、生産者と消費者とのコラボレーションが求められている。このため、市場ではなく産地と小売業者との提携が必要であり、G A P の導入を前提としたビジネスモデルを作ることが大切なのではないだろうか。

B 氏：藤田氏に質問したいが、C G C グループとして「使用できる農薬を制限」しているとのことであったが、具体的にどのような農薬を規制しているのか。

藤田：具体的な農薬名を答えるだけの知識はないが、基本的にはC G C が定めた安全性の基準にしたがっている。

田上：補足で回答すると、使用を認めていないのは生活協同組合等が指定した農薬であり、世界中で使用されている700種類の農薬のうち、何らかの事故を起こしたもののや、WHOでその安全性について検討中となっている農薬の使用を制限している。つまりは、その安全性について不安の残る農薬については積極的に使用しないということである。この問題はリスクコミュニケーションのなかで解決していく必要があり、このためには生産・流通・消費の協力関係が大切ではないだろうか。